

議案第六十一号

三朝町職員旅費支給条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員旅費支給条例の一部を改正することについて、地方自治法（

昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求め
る。



昭和四十四年七月二十一日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四十四年七月二十一日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

三朝町条例第 号

三朝町職員旅費支給条例の一部を改正する条例

三朝町職員旅費支給条例（昭和二十八年三朝町条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第七条中「七円」を「十円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十四年七月一日から適用する。